

みなっと立体駐車場整備事業

プロポーザル要求水準書

八幡浜市

令和8年7月

目 次

1. 要求水準書の位置づけ	- 1 -
2. 事業内容	- 1 -
3. 事業に関する方針	- 2 -
4. 計画概要（要求水準）	- 3 -
5. 各業務の実施.....	- 8 -
6. 注意・配慮事項.....	- 15 -

1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、みなっと立体駐車場整備事業（以下、本事業）において、八幡浜市が要求する施工水準を示すとともに、本事業の公募型プロポーザルに参加する者の提案に対して、具体的な指針を示すものである。

2. 事業内容

(1) 事業名 みなっと立体駐車場整備事業

(2) 事業内容

ア 事前調査

- ・ 現況測量及び測量図面の作成（参考資料では不足する場合）
- ・ 電気設備等に関わる関連機関協議
- ・ 電波障害、日照障害、風害、光害等及び工事中の振動、騒音等の対策計画の作成
- ・ 住民説明会等の近隣住民への対応
- ・ その他本事業に必要な調査

イ 実施設計

- ・ 自走式立体駐車場及び関連する施設（エレベーター含む）の設計
- ・ 駐車場管制機器、電気設備、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設計
- ・ 敷地の外構等の施設の設計（歩行者誘導整備、平面駐車区画整備を含む）

ウ 建築工事

- ・ 自走式立体駐車場及び関連する施設（エレベーター含む）の建築
- ・ 駐車場管制機器、電気設備、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設置
- ・ 電気の引き込み
- ・ 敷地の外構等の施設の整備（歩行者誘導整備、平面駐車区画整備を含む）
- ・ 建築工事に伴い、当該敷地内で不要となる既存構造物等の撤去及び解体・処分

エ 工事監理

- ・ 上記ウで行う建築工事の監理

オ 関係機関への申請等手続き

- ・ 確認申請ほか、事業に伴う各種申請等の手続き業務（申請書等に係る手数料は含まない）

カ その他本事業を実施するにあたり必要な業務

(3) 敷地条件

ア 敷地所在地

- ・ 所在地 八幡浜市沖新田 1584 番地、1585 番地 9（参考資料参照）
- ・ 敷地面積 約 29,543m²
- ・ 用途地域 準工業地域
- ・ 防火地域 指定なし（一部法第 22 条区域）
- ・ その他 臨港地区

- ・ 容 積 率 200%（都市計画法）
- ・ 建 蔽 率 60%（都市計画法）
- ・ 道 路 南側：非道路（漁港臨港道路3号線）
東側：法第42条第1項第3号（港湾臨港道路1号線）
- ・ 上 水 道 なし
- ・ 下 水 道 公共下水道（合流区域）
- ・ ガ ス なし
- ・ 通 信 非常時通報装置
- ・ 地 盤 参考資料参照
- ・ 浸水想定 津波（5～10m）八幡浜港最大津波8.7m（T.P）

イ 工事施工に伴う工事用材料等の置場

- ・ 漁港臨港道路3号線及び魚市場内平面駐車場は、工事エリアとして使用可能とするが、使用範囲等は発注者と協議すること。
- ・ 置場が不足する場合は、受注者にて必要な置場を確保すること。

（4）事業期間

契約締結日の翌日から令和10年2月29日までとする。

事業期間内に完了自主検査、建築基準法第7条による建築物に関する完了検査及び監督員による下検査を完了させること。

3. 事業に関する方針

（1）基本方針

道の駅・みなとオアシス八幡浜みなと（以下、みなと）は、年間100万人以上が来訪する県内屈指の観光スポットとなっているが、港を核とした更なる賑わい創出、わくわくする八幡浜の実現に向け、令和6年5月に「八幡浜港みらいプロジェクト」の構想案を公表し、みなと周辺に「スケートパークの整備」、「回転寿司店の誘致」、その他施設整備等を行う計画としている。

これらの施設整備効果により、今後更なる来訪者の増加が見込まれることを受け、近隣魚市場内平面駐車場に立体駐車場の整備を行う。また、近い将来、南海トラフ地震の発災が懸念されているため、立体駐車場の屋上を津波避難場所として利用できるようにすることで、防災力の向上を図る。

（2）整備方針

ア 利用者にやさしく親しみやすい施設

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ・ サイン表示や管制設備などにより、分かりやすい施設とすること。

イ 安全で安心な施設

- ・ 利用者の事故や防犯面からの安全性が確保された施設とすること。

- ・ 駐車場への出入りがしやすく、駐車場内外においても極力渋滞を回避するよう配慮した施設とすること。
- ウ 周辺施設に配慮した施設
 - ・ 利用者が周辺施設等へアクセスしやすいこと。
 - ・ 周辺交通、雨水、光、音等の近隣への影響について配慮した施設とすること。
- エ ライフサイクルコストに配慮した施設
 - ・ 建物の長寿命化、管理費の軽減等の観点から、経済性に配慮した施設とすること。
 - ・ ライフサイクルコスト低減に配慮し、耐久性に優れた材料、設備とすること。

4. 計画概要（要求水準）

（1）規模及び概要

ア 構造規模

- ・ 自走式立体駐車場及び付帯施設
 - 形 式：連続傾床式
 - 階 数：3層4段
 - 延べ床面積：約4,476m²
- ・ エレベーター棟
 - 構 造：鉄骨4階建て

イ 収容台数

- ・ 247台以上とする。（思いやり駐車区画5台、平面駐車区画含む）
 - 一般来訪者駐車区画（自走式立体駐車場 1階から3階）177台程度
 - 魚市場利用者駐車区画（自走式立体駐車場 屋上）60台程度
 - 魚市場利用者駐車区画（平面駐車場 軽自動車区画）10台程度

ウ 運用方針

- ・ 自走式立体駐車場の1階から3階までを一般来訪者駐車区画、屋上を魚市場利用者駐車区画とする。（同様の出入口を利用）
 - ・ 思いやり駐車区画は自走式立体駐車場1階の出入口付近とする。
 - ・ 一般来訪者は時間貸し、魚市場利用者は月極めとする。
 - ・ 自走式立体駐車場及び平面駐車場は24時間開放とする。
 - ・ 津波発生時等においては、屋上を津波避難場所として利用する。
 - ・ 平面駐車場は魚市場利用者駐車区画とし、軽自動車区画とする。

(2) 機能仕様概要

A 本 体 構 造	項目	機能・仕様
	A01 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣認定を取得した一般認定駐車場とする。 ・屋上を津波避難場所として利用するため、屋上床面高を最大津波高以上とすること。 ・津波に対して構造耐力上、主要な部分が崩壊・倒壊しないよう認定品の範囲内で検討すること。
	A02 総合耐震設計	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の性能以上を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> 構造体：Ⅱ類（重要度係数 I = 1.25） 建築非構造部材：A 類 建築設備：甲類 ・認定駐車場の範囲内にて可能な限り余力を含む。 ・耐震設計基準を計算する上での各係数は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 地域係数 = 0.9（愛媛県） 重要度係数 = 1.25（Ⅱ類）※保有時のみ考慮 駐車場の偏在割り増しにより $C_0 = 0.22$ ・杭の二次設計について <ul style="list-style-type: none"> 官庁施設工事のⅡ類であるため、一次設計時の変動軸力、水平力 $0.45 (D_s) \times 1.25 (重要度係数) / 0.22 (C_0) = 2.56$ 倍で検討する。
	A03 各階有効高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の有効高さは車路 2.3m（車室 2.1 m）以上とし、入口付近には高さ制限バー等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること。
	A04 耐荷重	<ul style="list-style-type: none"> ・耐荷重及び転落防止柵の衝撃荷重については、車両総重量 2.0t 以下の車両について安全な構造とすること。
	A05 自動車出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・入口：港湾臨港道路 1 号線から漁港臨港道路 3 号線を経由しての進入を基本とする。 ・出口：漁港臨港道路 3 号線から港湾臨港道路 1 号線への退出を基本とする。
	A06 階段	<ul style="list-style-type: none"> ・各階層からアクセス可能な階段を 2 箇所以上設置すること。 ・滑りにくく、防音に配慮した素材とし、手すりを設置すること。 ・景観等を考慮した目隠し等を設置すること。
	A07 スロープ（車路）	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜部の縦断勾配は 1/6（17%）を超えないこと。（緩和勾配も検討し、安全性に配慮した勾配計画とすること）

		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車区画を構成する床面の縦断勾配は原則として 4.0%以下とすること。
	A08 転落防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の誤操作等による衝突に対して、転落防止対策がなされていること。
	A09 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日陰や騒音等の影響を抑制する計画とすること。 ・杭工法については、地質調査結果資料（参考資料参照）から設計に反映させること。 ・地中障害撤去費用及び残土処分費用等を見込むこと。 ・計画地内には、栈橋の残置杭（参考資料参照）があるため、極力、残置杭と干渉しない配置計画とし、残置杭が干渉する場合には、引き抜き費用及び処分費用等を見込むこと。

B 内 外 装	B01 外装材	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れ、メンテナンスなどの維持管理に考慮した材料を選定すること。
	B02 外観デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮しながら、利用者及び近隣住民が親しみをもてるものにする。
	B03 周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の施設環境に配慮し、視線や自動車のヘッドライトなどを遮る構造とすること。 ・塩害対策を施すこと。（エレベーター棟含む）
	B04 内装デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・内部では照度が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとする。 ・利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮したデザインとすること。
	B05 床材	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。

C 駐 車 区 画 ・ 車 路 ・ 動 線 計 画	C01 駐車区画 (1台あたりの有効寸法)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般駐車区画：幅 2.5m×奥行 5.0m 以上 ・軽自動車区画：幅 2.5m×奥行 4.0m 以上 ・思いやり駐車区画：幅 3.5m×奥行 5.0m 以上
	C02 車路の幅	<ul style="list-style-type: none"> ・対面通行：5.5m以上
	C03 駐車区画線	<ul style="list-style-type: none"> ・15cm 以上、ダブルライン引きとすること。 ・駐車区画は駐車しやすいように配慮すること。
	C04 車止め	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車の衝撃などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする。 ・高さは 8 cm 以上で、幅は 60cm 以上とする。 ・車両 1 台につき 2 箇所設置すること。
	C05 自動車の動線	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な誘導のために車路には誘導線を設けること。出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・事故回避、渋滞回避に配慮し、かつ分かりやすいものとし、案内看板等サイン、ガードパイプ、ポストコーン、カーブミラー等を適切に設置し、円滑な移動や入出庫が行われるよう配慮すること。
	C06 歩行者の動線	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に十分配慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、車いす利用者、ベビーカー使用者等を含め、誰もが利用しやすい動線計画とすること。

D 附 帯 設 備	D01 エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・11人乗り程度のエレベーターを1基以上設置すること。 ・各階に停止すること。 ・防犯面に配慮した仕様とすること。 ・ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。 ・塩害対策に配慮した仕様とすること。 ・エアコンの設置は想定していない。
	D02 場内案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者の動線等を表示する案内板を各階毎に適切に配置すること。
	D03 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照度は駐車場法施行令第13条の規定以上とすること。 ・LED等、環境に配慮した灯具とすること。 ・周辺環境を十分に配慮した灯具とすること。 ・屋上には防災面を考慮した外灯を適切に配置すること。
	D04 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上及び平面駐車場には一般来訪者が駐車しないよう、看板や文字等を利用し、魚市場利用者駐車区画と分かるように配慮すること。

E 管 制 設 備	E01 入出庫管理装置	<ul style="list-style-type: none"> ・一般来訪者（時間貸し）及び魚市場利用者（月極め）はともに車番認証を想定している。一般来訪者に対しては事前精算機を設置するなど、入出庫時に極力渋滞を回避する仕様とすること。 ・導入後の維持管理が容易で、維持管理費用が経済性に優れた仕様とすること。 ・塩害対策に配慮した仕様とすること。
	E02 場内管制装置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の在車台数を常時計数し、立体駐車場出入口及び漁港・港湾臨港道路交差点部において満空車状態をLED表示すること。 ・台数計数の精度は誤差0.5%を下回ること。 ・満空車表示の基準台数を容易に変更できること。

	E03 駐車場監視装置	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラは入口及び出口部分の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるような配置計画とすること。 ・画質は車両ナンバーが認識できる程度のものですること。 ・カメラにて監視中であることを掲示すること。 ・塩害対策に配慮した仕様とすること。 ・撮影データのネットワークレコーダーは、エレベーター棟階段室1階部分に設置を想定している。
--	-------------	---

F 排水機能	F01 排水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本構造は原則として、国土交通省建築設備設計基準と同等によるものとし、大雨の際にも、開放部から降り込んだ雨水及び屋上階に降った雨水等が駐車場内に溢れることのないようにすること。 ・開渠の場合は原則として、有蓋構造とすること。また、5mに1箇所以上グレーチングを設けること。 ・排水の合流点及び開渠と暗渠の接続点は原則として、集水枳を設置すること。 ・車路横断部は原則として、暗渠にすること。 ・排水構造物の規格は流量計算等により決定すること。
-----------	----------	---

G 外構	G01 外構フェンス	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内への侵入を防止する措置(フェンス等)を行うこと。 ・フェンス等の高さは、H=1,200mm以上とすること。
	G02 撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・既設構造物(舗装、側溝、縁石、フェンス等)で不要なものは撤去すること。
	G03 外構デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に十分配慮したデザインとすること。
	G04 外構照明	<ul style="list-style-type: none"> ・外構部において、車路、駐車場にあたる箇所については、照度10lx以上を確保できるように照明計画をすること。

H その他	H01 防災安全計画	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上を津波避難場所として利用するため、非常時の避難安全性に対する性能を確保すること。 ・死角の少ない計画にするなど、保安管理について配慮すること。
	H02 看板サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・外部案内板、各種誘導(注意)板、車両誘導表示等を設け、利用者に分かりやすく機能的であるものにすること。 ・屋上及び平面駐車区画は契約者区画である旨と車両番号をそれぞれ記載すること。 ・屋外看板は港湾臨港道路からの誤進入防止対策を十分に

		検討した配置計画とすること。
	H03 ユニバーサルデザイン対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各階ともバリアフリーとすること。 ・駐車区画、エレベーター、敷地内通路等は歩行者の安全性にも十分に配慮し、車いす利用者、ベビーカー利用者等にも利用しやすい計画とすること。

(3) 費用負担

リスク分担表を参照すること。なお、項目以外の事案が発生した場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。

5. 各業務の実施

(1) 要求水準の確認

ア 要求水準の確保のための受注者による管理に関する考え方

- ・ 要求水準を満たすため、次の項目を確認し、実施設計、建築工事及び工事監理の管理を行うこと。
 - ・ 実施設計完了時における設計図書及び各種計算書等の確認
 - ・ 建築工事着手前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認
 - ・ 建築工事着手前における施工計画及び品質管理計画の確認
 - ・ 建築工事完成時における計画に基づいた施工の確認
 - ・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

(2) 要求水準確認計画書の作成

- ア 契約締結後速やかに、前記に示す確認事項に関する要求水準確認計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- イ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ウ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（様式については発注者と受注者で協議の上、受注者が作成）を添付すること。
- エ 要求水準確認計画書は、本事業の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、実施設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

(3) 実施設計に関する事項

ア 全般

- ・ 準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。
- ・ 発注者と十分な打ち合わせを行い、実施設計を行うこと。
- ・ 発注者、各関係諸官庁及び関係機関と協議した場合は、議事録を作成し、発注者へ提出すること。
- ・ 設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む）を作成し、発注者の承諾を得ること。

- ・ 発注者は設計内容が提案内容及び要求水準に適合するか否かの確認を行い、その結果、条件を満たしていない場合は設計変更を求めることができる。
- ・ 進捗状況に応じて設計図書等を提出する等の中間報告を行い、発注者の承認を得ること。
- ・ 設計段階から近隣住民に対しての配慮を行うこと。
- ・ その他本業務を実施する上で必要な業務を行うこと。
- ・ 業務実施にあたっては、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）として、受発注者で協力し、次の各号の実施に努めるものとする。
 - ・ ウェンズデー・ホーム
 - ・ マンデー・ノーピリオド
 - ・ フライデー・ノーリクエスト
- ・ PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。

イ 各種調査等

- ・ 隣接する道路等の騒音振動調査など、実施設計に必要な現況調査等を適切に行うこと。
- ・ 日影、振動等、本事業の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

ウ 進捗管理

- ・ 業務の工程進捗管理については、発注者と定期的に連絡をとりながら受注者が主体的に行うこと。

エ 設計変更の対応

- ・ 発注者が必要と認めた場合、受注者は設計変更を発注者に求めることができる。
- ・ 設計変更の手続き及び費用負担については、発注者と受注者で協議の上、決定する。

オ 設計図書・書類

- ・ 実施設計の成果となる設計図書・書類は、主に以下に示す種別に応じて、必要な図書・書類、その他の資料等を取りまとめること。また、とりまとめにあたっては、図面リストを添付すること。
- ・ 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途、発注者の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、SFC形式及びPDF形式とすること）
- ・ 完成した設計図書・書類については、発注者の承認を得ること。

設計図書・書類の種別	該当する図書・書類
建築設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 建物概要・面積表・法規チェック ・ 特記仕様書 ・ 案内図 ・ 配置図（事業対象地全体を含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積表 ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 階段詳細図 ・ 平面詳細図 ・ 断面詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 展開図 ・ 伏図 ・ 建具図 ・ サイン計画 ・ エレベーター詳細図 ・ 外構図 ・ 排水設備計画図 ・ 外構照明計画図 ・ 完成予想図（外観パース、内観パースを含む。）
構造設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様書 ・ 各種構造図 ・ 伏図（各階） ・ 軸組図 ・ 部材断面図 ・ 部分詳細図 ・ 構造計算書
設備設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様書 ・ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ・ 動力設備平面図（各階） ・ 通信・情報設備の系統図及び平面図（各階） ・ 火災報知等設備の系統図及び平面図（各階） ・ 給排水衛生設備配管の系統図及び平面図（各階） ・ 消火設備の系統図及び平面図（各階） ・ 屋外設備図 ・ 各種計算書
施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設計画 ・ 工事事務所の設置位置

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料一式 ・ 工事資機材一式 ・ 施工体制一式 ・ 資材置き場 ・ 工事工程表 ・ 残土処理
関係機関との協議記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録 ・ 市担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書 ・ 積算数量調書 ・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 図面データ ・ 製本図面

カ 各種申請等手続き等

- ・ 確認申請、その他関係法令に基づき、必要となる申請手続き等を行うこと。(申請に係る手数料は発注者が負担する)
- ・ 申請に伴う各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- ・ 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて発注者に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、発注者の指示するところによる。

(4) 建築工事に関する事項

ア 全般

- ・ 発注者と随時連絡をとりながら業務を進めること。
- ・ 関係法令の遵守はもとより、工事関係者、周辺施設及び近隣住民の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。
- ・ 周辺施設及び近隣住民から工程等の説明を求められた場合には、説明に必要な資料の作成、配布、説明会開催・運営を行うこと。
- ・ 騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を十分に行い、近隣への影響を最小限にすること。
- ・ 本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険（火災保険及び賠償責任保険等）に加入すること。
- ・ 八幡浜市週休2日確保工事試行要領に基づき実施すること。
- ・ 下請施工が必要な工事については、八幡浜市内に本支店もしくは営業所を有する企業への優先発注に努めること。
- ・ 工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持・管理及び清掃については、自主管理を徹底すること。

イ 建築工事着手前

- ・ 建築に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を発注者に提出し、確認を受けること。
 - ・ 施工計画書
 - ・ 工事実施体制
 - ・ 施工体制台帳・施工体系図
 - ・ 工事着手届
 - ・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）
 - ・ 仮設計画書
 - ・ 工事記録写真撮影計画書
 - ・ 主要資機材一覧表、仕様書
 - ・ 各種試験成績書・検査報告書
 - ・ 施工図面
- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を市に提出すること。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・ 建築工事の着実な履行に向け、建設工事保険等に加入すること。

ウ 建築工事期間中

- ・ 公共建築工事標準仕様書、設計図書及び施工計画書に準じて建築工事を行うこと。
- ・ 関連法令に基づいた設備計画とするとともに、耐久性・更新性に配慮したものとすること。
- ・ 建設発生土の処分に当たっては、土壤汚染対策法及び建設リサイクルガイドラインに基づき、適正に処理すること。
- ・ 建築工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通知）及び関連法規の規定を遵守し、施工すること。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）の建設機械については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定（建設大臣告示）により、指定された建設機械を使用すること。
- ・ 排ガス対策型建設機械を使用すること。
 - ・ 対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力 7.5～260KW）
 - ・ 対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表 1（1次基準値）
- ・ 工事中は工事現場の周囲に仮囲い（高さ 3.0m程度）を設置すること。
- ・ 工事中は必要に応じて汚泥の流出対策を行うこと。
- ・ セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合には、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。

- ・ 工事現場は降雨、湧水等の排水を完全に行えるよう、十分な水替設備を設け、掘削部分に水を対流させないように注意し、排水は必要に応じて沈砂罫を設け、土砂を流さないようにすること。
- ・ 建築工事期間中は次の書類を作成し、発注者の承諾を得ること。
 - ・ 資機材等承諾願
 - ・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む）
 - ・ 生コンクリート配合計画書
 - ・ 各種試験成績書
 - ・ 各種出荷証明書
 - ・ 工事監理報告

エ 建築工事完成後

- ・ 建築工事完成後、速やかに受注者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完了自主検査を実施するものとし、事前にその内容を発注者に書面にて通知すること。受注者は、完了自主検査の結果により必要な修補等を行うこと。
- ・ 施設の開設に必要な試運転等を実施し、性能・機能について要求水準及び提案に基づく内容が実現できているか試験を行い、発注者の確認を得ること。
- ・ 完了自主検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに発注者が求める工事書類を提出の上、監督員へ下検査を申請すること。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については監督員と十分協議すること。
- ・ 下検査の結果、必要に応じて修補等を行うこと。その後、工事完成届を提出の上、検査員による竣工検査を受けること。
- ・ 竣工検査の結果、必要に応じて修補等を行い、発注者の確認を受けること。
- ・ 竣工検査を実施し、検査合格を確認した後、受注者より本施設の鍵の引渡し等を受け、受注者に建築工事完成の確認を通知する。
- ・ 竣工図書は、原則、次のとおりとし、詳細については発注者と受注者で協議の上、整理すること。竣工図書の提出時の体裁、部数等は、別途、発注者の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、SFC形式及びPDF形式とすること）
 - ・ 工事完成届
 - ・ 施工図（全ての工種）
 - ・ 竣工図（建築・外構、構造、設備）
 - ・ 各種試験成績書
 - ・ 完了自主検査調書（受注者が実施したもの、検査済証その他の検査結果等含む）
 - ・ 各種取扱説明書、保証書等
 - ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成）

- ・ 長期修繕計画書
- ・ 工事写真
- ・ 竣工写真
- ・ 要求水準確認表

オ メンテナンス・アフターフォロー

- ・ 竣工・引渡しより3か月間は、発注者や施設管理者が円滑に施設運営できるよう、迅速に対応できる体制をとること。

(5) 工事監理に関する事項

- ア 自らの責任により実施設計図書に基づく工事監理者を定めること。
- イ 工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を充分把握し、工事監理を実施すること。
- ウ 工事監理者は、建築工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ、検査日程表等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む）を作成し、発注者の承諾を得ること。
- エ 工事監理者は、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、発注者から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- オ 工事監理者は、建築基準法第7条による建築物に関する完了検査に立ち会うこと。
- カ 工事監理者は、発注者による下検査までに工事監理報告書及び要求水準確認表を提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は別途、発注者の指示するところによる。
- キ 工事監理者は、竣工検査及び各会計年度における請負代金の支払いのための検査の際、図書の確認をし、発注者に報告すること。
- ク 要求水準確認表は、実施設計時作成した要求水準確認表に基づき、設計着手から建築段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

(6) 遵守すべき法令・適用基準等

本事業を実施するにあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）、人にやさしいまちづくり条例（平成8年条例第3号）、八幡浜市景観条例（平成23年条例第28号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として、以下を参照にすること。なお、その他定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ その他関係適用基準等

6. 注意・配慮事項

(1) 個人情報の取扱い

本事業を実施するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。また、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、並びに本人からの開示の申し出、苦情及び異議の申し出への適切かつ迅速な対応、その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、八幡浜市個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開

本事業を実施するにあたり作成し、又は取得した文書等で、受注者が管理しているものの公開については、八幡浜市情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努めること。また、情報の公開にあたって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を受注者が公開の申し出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

本事業を実施するにあたり作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。また、事業終了時に発注者の指示に従って引き渡すこと。

(4) 守秘義務

本事業を実施するにあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用

したりすることはできない。事業期間終了後も同様とする。

(5) 環境への配慮

物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、可能な限り環境物品等を利用するよう努めること。

(6) 地域経済への配慮

実施設計から建築工事完成まで、必要な資機材や備品、消耗品等を調達する際、また、協力企業を雇用する際は、可能な限り八幡浜市内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら事業を遂行するよう努めること。